

四街道市障害福祉サービス等支給決定基準  
(案)

令和2年 月制定

四街道市 福祉サービス部 障害者支援課

## 1. はじめに

この基準は、平成 19 年 3 月 23 日付け厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部長）通知「介護給付費等の支給決定について」（最終改正平成 30 年 4 月 1 日）に基づき、障害福祉サービスの支給量や支給すべきサービスの内容に関する基準を明確にし、公平かつ適正に障害福祉サービスの提供を行うことを目的とする。

## 2. 四街道市障害福祉サービス等支給決定基準の概要

- (1) 四街道市障害福祉サービス等支給決定基準は、次のサービスに係る支給の可否の基準や支給量を定める。
  - (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条に規定する障害福祉サービス及び地域相談支援
  - (イ) 児童福祉法第 6 条の 2 に規定する障害児通所支援
  - (ウ) 障害者総合支援法第 77 条に規定する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス及び地域活動支援センター
- (2) サービスごとに標準となる支給量（以下「標準支給量」という。）の基準を設定するが、本基準の中で示される支給量の上限となるものではない。やむを得ない事情により標準支給量を上回る支給量の申請があった場合は、その可否については個別に判断する。
- (3) 標準支給量と著しくかい離した支給量の申請があった場合は、非定型の支給決定として四街道市介護給付等支給に関する審査会等に意見を求めた上で、支給決定の可否を判断する。
- (4) 記載のないサービスについては、国等の基準に基づき個別に判断する。

### 3. 障害者等であることの確認

- (1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）であることの確認は以下によるものとする。

#### 障害者…（18歳以上）

障害種別	確認方法
身体障害	①身体障害者手帳
知的障害	②療育手帳
精神障害 （発達障害・高次脳機能障害含む。）	③精神障害者保健福祉手帳 ④精神障害を事由とする障害年金の証書 ⑤精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ⑥自立支援医療（精神通院）受給者証 ⑦医師の診断書
難病	⑧特定疾患医療受給者証 ⑨医師の診断書 ⑩特定医療費（指定難病）給付不承認通知書

#### 障害児…（18歳未満）

障害種別	確認方法
身体障害	①身体障害者手帳
知的障害	②療育手帳
精神障害 （発達障害・高次脳機能障害含む。）	③精神障害者保健福祉手帳 ④自立支援医療（精神通院）受給者証 ⑤医師の診断書 ⑥特別児童扶養手当受給者証 ⑦公的機関（児童相談所、保健所、保健センター等）又は児童発達支援センター等の意見書 ⑧障害児関連の事業を行っている事業者にも所属する5年以上の経験を有する心理職が作成する意見書（知能検査、発達検査の記載を必須とする。）
難病	⑨特定疾患医療受給者証 ⑩医師の診断書 ⑪特定医療費（指定難病）給付不承認通知書

- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の場合、小児慢性特定疾病医療支援事業の医師意見書（難病の診断があり、支給要件に合致している場合に限る。）の写しを提出することで確認書類として代えることができる。

#### 4. 介護保険制度利用者の取扱い

- (1) 介護保険法の規定による介護給付、予防給付、市町村特別給付及び日常生活支援総合事業について、自立支援給付に相当するサービスを受けられる場合は、その範囲において介護保険による給付が優先される。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険による給付が優先される。ただし、介護保険対象者になる前から障害福祉サービスを利用していた障害者については、介護保険サービスの水準が従前のものと比較して低下しないように配慮するものとする。
- (2) (1) にかかわらず、次に掲げる場合は、障害福祉サービスの利用を認めることができる。
  - (ア) サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められる場合（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）
  - (イ) 居宅介護及び重度訪問介護について、介護保険の区分支給限度基準額を超えることを理由とする障害福祉サービスの利用申請があった場合は、生活の維持のための必要性を個別に判断した上で支給の可否を決定する。
  - (ウ) (イ) の申請理由が、障害者の心身の機能低下によるものであって、かつ、介護保険における要介護認定（要介護5を除く。）を受けてから相当の期間が経過している場合は、要介護度の区分変更による支給量の増加や支給量の組合せ等の再検討を先に行うものとする。それでも生活の維持のために支給量が足りない場合は、個別に判断した上で支給の可否を決定する。
  - (エ) 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市長が認める場合
  - (オ) 知的障害者で、介護保険の対象となった原因疾患や身体状況より、知的障害の特性に応じた支援がより適切と市長が認める場合
- (3) (2) の (ア) から (ウ) までに該当する場合は、介護保険のケアプランの中に「障害福祉サービスの利用が必要な理由」、「障害福祉サービスの種類及び量（時間数等）」の記載を求め、介護保険サービスの内容及び支給量に併せて把握することで、支給決定の可否や支給量の判断材料とする。

## 5. 世帯の考え方

(1) 世帯は、障害者の属する世帯の介護者の状況により、以下の区分に分類する。

障害者… (18 歳以上)

区分	定義	介護者の状況の詳細
単身	障害者等の属する世帯が実態上単身世帯である場合	住民票上別の世帯だが、実際は同居しており介護を行える状況である場合は含まない。
単身扱い	障害者等の属する世帯が単身世帯ではないが、介護者の能力に制約があり、又は就労などで 1 日のうち相当な時間利用者のみになることにより、介護が期待できない世帯である場合	介護者の能力に制約があるとは、次のいずれかに該当することをいう。 ①65 歳以上の高齢者であり、日常生活において介護等を要する場合（要支援又は要介護認定を受けた者） ②障害者等である場合 ③世帯に利用者を含めて複数の未就学児がいる場合 1 日のうち相当な時間とは、雇用されている場合など、1 日 8 時間程度（9 時から 17 時勤務）で週 30 時間（8 時間×1 週×3/4）以上は介護ができない状態にある時間をいう。
介護者あり	上記以外の世帯	

(2) 介護者ありの世帯に属する者については、基礎時間数を標準支給量とする。

(3) 単身及び単身扱いの世帯に属する者については、介護者の能力に制約があるため支援の必要度が高くなると考えられることから、基礎時間数に対し、1.5 を乗じて得た時間数を標準支給量とする。

6. 支給決定基準

障害福祉サービス等は、「介護給付」、「訓練等給付」、「地域相談支援」、「計画相談支援」、「地域生活支援事業」に分類され、以下のようなサービス種類となる。

(1) 介護給付

標準支給量

障害支援区分		障害児	1	2	3	4	5	6
居宅介護	身体介護	25 時間	10 時間	20 時間	25 時間	30 時間	40 時間	60 時間
	家事援助	25 時間	15 時間	20 時間	30 時間	35 時間	35 時間	35 時間
重度訪問介護		—	—	—	—	186 時間	217 時間	248 時間
同行援護		50 時間						
行動援護		50 時間	—	—	50 時間			
療養介護		—	—	—	—	—	当該月の日数/月	
生活介護		—	—	50 歳以上は対象	当該月の日数-8 日/月			
短期入所		30 日/月を限度とし、年間 180 日を目安とする						
施設入所支援		—	—	—	50 歳以上は対象	当該月の日数/月		

※通院等介助、重度障害者等包括支援は個別の状況に応じて判断する。

(算定根拠)

障害支援区分		障害児	1	2	3	4	5	6
居宅介護	身体介護	1 時間×5 日×5 週	1 時間×2 日×5 週	1 時間×4 日×5 週	1 時間×5 日×5 週	1 時間×6 日×5 週	(1 時間×4 日+2 時間×2 日)×5 週	2 時間×6 日×5 週
	家事援助	1 時間×5 日×5 週	1 時間×3 日×5 週	1 時間×4 日×5 週	1 時間×6 日×5 週	1 時間×7 日×5 週	1 時間×7 日×5 週	1 時間×7 日×5 週
重度訪問介護		—	—	—	—	6 時間×31 日	7 時間×31 日	8 時間×31 日
同行援護		5 時間×2 日×5 週						
行動援護		—	—	5 時間×2 日×5 週				

介護給付に関するサービスの種類、利用要件及び内容は以下のとおり。

サービス種類	利用要件及びサービス内容
居宅介護	
(i)身体介護	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障害児にあつてはこれに相当する支援の度合いの方 サービス内容…①食事、入浴、排泄などの直接的支援を行う。 ②利用者の日常生活動作能力や意欲向上のために利用者と共に行動を行う。
(ii)家事援助	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障害児にあつてはこれに相当する支援の度合いの方 サービス内容…調理、掃除、洗濯、買い物等の家事の援助を行う。
(iii)通院等介助(身体介護を伴わない。)	要件…障害支援区分が区分1以上の方 障害児にあつてはこれに相当する支援の度合いの方 サービス内容…ひとりで通院等をすることが困難な方への支援を行う。
(iv)通院等介助(身体介護を伴う。)	要件…①障害支援区分が2以上の方 ②認定調査項目でいずれか1つ以上に該当する方 歩行…「全面的な支援が必要」 移乗…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 移動…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 排尿…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 排便…「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 障害児にあつてはこれに相当する支援の度合いの方 サービス内容…排泄介助や車いすの介助など直接支援を含む通院等の支援を行う。
(v)通院等乗降介助	要件…障害支援区分が区分1以上の方のうち、次のいずれかに該当する方で ① 以下のいずれにも該当していること。 ・ 二肢以上に麻痺等があること。 ・ 認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」及び「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されること。 ② 認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が



	<p>10 点以上であること。</p> <p>サービス内容…重度の肢体不自由の方又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常時、介護が必要な方に入浴、排泄、食事等の介助や外出の時の移動（移動支援・通院介助）の総合的な支援を行う。</p>
同行援護	<p>要件…①視覚障害により著しく移動に困難を伴う方 ②同行援護アセスメント調査票※の項目中、「視力障害」「視野障害」又は「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動支援」の点数が 1 点以上の方</p> <p>サービス内容…外出先において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出に必要な支援を行う。</p>
行動援護	<p>要件…障害支援区分が区分 3 以上の知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有する方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）である方</p> <p>サービス内容…行動上著しい困難を有する方が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、食事の介助や排泄その他の行動に必要な支援を行う。</p>
療養介護	<p>要件…病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方として次のいずれかに該当する方</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分が区分 6 の方</p> <p>②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害の方で、障害支援区分が区分 5 以上の方</p> <p>サービス内容…病院において、主に昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。</p>
生活介護	<p>要件…常時介護を必要とする障害のある方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①障害支援区分が区分 3 以上（障害者支援施設に入所する場合は区分 4 以上）の方</p> <p>②50 歳以上の方で、障害支援区分が区分 2 以上（障害者支援施設に入所する場合は区分 3 以上）の方</p> <p>サービス内容…日中に施設において食事や排泄の介護、創作的活動等</p>

	の機会の提供、身体機能・生活能力の維持向上を図る。
短期入所	要件…①障害支援区分が区分 1 以上の方 ②障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児 サービス内容…居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により施設等への短期の入所を必要とする方を入所させ、食事、排泄、入浴その他の必要な支援を行う。
重度障害者等包括支援	要件…障害支援区分が区分 6 の方(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)のうち、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①重度訪問介護の対象で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある方のうち、以下のいずれかに該当する方 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） ・最重度知的障害（Ⅱ類型） ②障害支援区分 1 の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である方（Ⅲ類型） サービス内容…居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供する。
施設入所支援	要件…①生活介護を受けている方で障害支援区分が区分 4 以上（50 歳以上の場合は区分 3 以上の方） ②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的とされる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所による訓練等が困難な方 サービス内容…施設入所する障害のある方に、主として夜間に入浴・排泄及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

(2) 訓練等給付

標準利用期間と標準支給量

	標準利用期間	標準支給量
自立訓練 (機能訓練)	1年6か月 (頸髄損傷による四肢麻痺 その他これに類する状態に ある場合は、3年間)	当該月の日数-8日/月
自立訓練 (生活訓練)	2年間 (長期入院又はこれに類す る事由のある者として事務 処理要領に記載のある方に ついては、3年間)	当該月の日数-8日/月
宿泊型自立訓練	2年間 (長期入院又はこれに類す る事由のある者として事務 処理要領に記載のある方に ついては、3年間)	当該月の日数/月
就労移行支援	2年間 (あん摩マッサージ指圧 師、はり師又はきゅう師の 資格所得を目的とする養成 施設を利用する場合は、3年 間又は5年間)	当該月の日数-8日/月
就労継続支援	期限設定なし	当該月の日数-8日/月
就労定着支援	3年間	31日/月
自立生活援助	1年間	31日/月
共同生活援助	期限設定なし	当該月の日数/月
共同生活援助 (地域移行支援型ホーム)	2年間	当該月の日数/月
共同生活援助 (サテライト型居住) ※日中サービス支援型を除く。	3年間	当該月の日数/月

訓練等給付に関するサービスの種類、利用要件及び内容は以下のとおり。

サービス種類	利用要件及びサービス内容
自立訓練	※標準利用期間の範囲での利用
機能訓練	<p>要件…身体機能・生活能力の維持、向上等のため一定の支援が必要な障害のある方</p> <p>サービス内容…サービス事業において、又は障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>
生活訓練	<p>要件…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため一定の支援が必要な障害のある方</p> <p>サービス内容…サービス事業において、又は障害者の居宅を訪問して行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。</p>
宿泊型自立訓練	<p>※標準利用期間の範囲での利用</p> <p>要件…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため一定の支援が必要な障害のある方のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向け一定期間居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援を要する方</p> <p>サービス内容…居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p>
就労移行支援	<p>※標準利用期間の範囲での利用</p> <p>要件…①就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、必要な知識・技術の習得や就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方又は 65 歳以上の方（※）</p> <p>※ただし、65 歳以上の方は、65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65 歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた方に限る。</p> <p>②あん摩マッサージ指圧師、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の方を含む就労を希望する方</p>

	<p>サービス内容…通常の事務所に雇用されることが可能と見込まれる方に生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着等の支援を行う。</p>
<p>就労継続支援 A型</p>	<p>要件…企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満又は 65 歳以上の障害のある方。(※)</p> <p>※ただし、65 歳以上の方は、65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていて、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた方に限る。</p> <p>サービス内容…雇用契約に基づき就労する方について生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を行う。</p>
<p>就労継続支援 B型</p>	<p>要件…企業等の雇用に結びつかない方や一定の年齢に達している方で、就労の機会を通じ、生産活動に関する知識や能力向上や維持が期待される方</p> <p>サービス内容…生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>※標準利用期間の範囲での利用</p> <p>要件…就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある方で、就労を継続している期間が 6 か月を経過した方</p> <p>サービス内容…就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に対する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。</p>
<p>自立生活援助</p>	<p>※標準利用期間の範囲での利用</p> <p>要件…施設入所支援や共同生活援助等を利用していた方又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居していても、自立した日常生活を営む上での支援が見込めない状況にある方で、定期的な巡回訪問や随時の対応を要する方</p>

	<p>サービス内容…居宅において日常生活を送れるように、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。</p>
<p>共同生活援助</p>	<p>要件…地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な障害のある方（身体障害者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）</p> <p>サービス内容…主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の支援を行う。</p>

(3) 地域相談支援

給付決定期間

	給付決定期間
地域移行支援	6 か月間
地域定着支援	1 年間

地域相談支援に関するサービスの種類、利用要件及び内容は以下のとおり。

サービス種類	サービス利用要件及び内容
地域移行支援	<p>要件…①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している方</p> <p>②精神科病院に入院している方</p> <p>③救護施設又は更生施設に入所している方</p> <p>④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）又は少年院に収容されている方</p> <p>⑤更生保健施設に入所し、又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している方</p> <p>サービス内容…施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等が地域における生活に移行するために住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や重点的な支援を行う。</p>
地域定着支援	<p>要件…①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>サービス内容…居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</p>

(4) 計画相談支援

計画相談支援に関する要件、サービス内容は以下のとおり。

サービス種類	利用要件及びサービス内容
計画相談支援	<p>要件…障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者または地域相談支援の申請に係る方</p> <p>サービス内容…障害福祉サービスの申請に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画案を作成する。</p> <p>あわせて、障害福祉サービス支給決定後においてはサービスの種類、内容、担当者等を記載したサービス利用計画を作成する。また障害福祉サービス有効期間内において厚生労働省が定める期間（モニタリング期間）ごとに当該障害者等にかかるサービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況やその結果、サービスの利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する。</p>

モニタリング期間については、標準的なモニタリングの頻度を以下のとおり定める。

期間	対象者
毎月	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった方
	障害者施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援が必要な方
	地域定着支援を利用する方
3 か月ごと	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する方
	65 歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない方
6 か月ごと	療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する方



(5) 地域生活支援事業

標準支給量

	標準支給量
移動支援	30 時間/月
訪問入浴	36 回/年
日中一時支援	10 日/月
地域活動支援センター	23 日/月

地域生活支援事業に関するサービスの種類、利用要件及び内容は以下のとおり。

サービス種類	利用要件及びサービス内容
移動支援	<p>要件…①知的障害者児 ②精神障害者児 ③全身障害者児で、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の対象外の方 ④難病患者等であって、①から③までに掲げる者に準ずる者として市長が認める方</p> <p>サービス内容…障害者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に必要な支援を行う。</p> <p>※身体介護：通院等介助（身体介護を伴う。）に準ずる。 ※グループ支援：身体介護を伴わないもののみ利用できる。 ※通学の利用</p> <p>対象者…通学の際に、保護者等の社会的理由により他の送迎手段や付添いが得られない方</p> <p>社会的理由…①保護者の疾病、障害、出産、就労、被災、出張、転勤、看護、虐待等 ②保護者 1 人での対応が困難（対象者等の行動障害が顕著である等。ただし、ヘルパー1名及び保護者等を原則とする。）</p> <p>対象の学校等…小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、学区外の特別支援学級（知的障害学級又は自閉症・情緒障害学級）</p>

訪問入浴	<p>要件…①下肢又は体幹の機能障害 2 級以上で常時介護を必要とする 障害者児 ②難病患者等であって、①に掲げる者に準ずる者として市長が 認める方</p> <p>サービス内容…自宅で入浴することが困難な障害者を、障害者を入浴さ せるための専用の施設に移送し、又は移動入浴車により 家庭を訪問し、障害者に快適な環境で入浴してもらう サービスを提供する。</p>
日中一時支援	<p>要件…①日中預かり型…身体障害者児、知的障害者児、精神障害者児 ②放課後対策型…障害児等（特殊学級、特別支援学校在校生等）</p> <p>サービス内容…日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校 の空き教室等において、障害者等預かり、見守り及び社 会に適應するための生活訓練等を行う。</p> <p>①日中預かり型…対象障害者児を障害者支援施設等で一 時的に預かり、見守り等の支援を行 う。</p> <p>②放課後対策型…就学している障害者児等を施設又は学 校の空き教室等で預かることにより 障害児等の集団生活と健全育成の場 の確保、見守りを行う。</p>
地域活動センター	<p>要件…障害者等</p> <p>サービス内容…障害者等に対し、創作的活動又は生産活動、社会との交 流の促進等の通所の場を提供する。</p>

(6) 障害児通所給付

標準支給量

	標準支給量
児童発達支援	当該月の日数－8日／月
医療型児童発達支援	当該月の日数－8日／月
放課後等デイサービス	当該月の日数－8日／月
居宅訪問型児童発達支援	10日（週2日相当）／月
保育所等訪問支援	2日／月

障害児通所給付に関するサービスの種類、利用要件及び内容は以下のとおり。

サービス種類	利用要件及びサービス内容
児童発達支援	要件…療育の観点から個別療育及び集団療育を行う必要が認められる未就学の児童 サービス内容…日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	要件…肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた児童 サービス内容…児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	要件…小学生、中学生、高校生で、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童 サービス内容…生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	要件…重症心身障害児等の重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な18歳未満の障害児で、次のいずれかに該当する場合 ①各種手帳の重度判定（身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）を基本とし、重度の精神状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である場合 ②人工呼吸器の装着等により、通所に耐えうる状態ではない場合（通所可能な範囲に、医療的ケアが必要な障害児を支援する事業所がない場合等） ③重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であつ

	<p>て、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である場合</p> <p>サービス内容…障害児の居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>要件…保育所その他の児童が集団生活を営む施設（幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市長が認めた施設）に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童</p> <p>サービス内容…障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。</p>